

重要事項説明書

1 事業所の概要

1) 法人の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人 泰生会
代 表 者 氏 名	雨 宮 洋 子
所 在 地	大分県宇佐市大字山下字下坂本2100番地
電 話 番 号	0978-33-1778

2) 事業所の概要

事 業 所 名	別府市朝日地域包括支援センター
所 在 地	大分県別府市大畑町6番31号 飛鳥ビル1階
電 話 番 号	0977-85-8088
事 業 所 指 定 番 号	4400200079
管 理 者	岩 崎 和 恵
サ ー ビ ス 提 供 地 域	別府市内（朝日圏域）

2 営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日及び祝日 但し、1月1日は休みとする
営 業 時 間	午前8時30分～午後6時00分 ※営業時間外及び日曜日は、包括支援センター職員が24時間体制にて電話対応となります。

3 職員体制及び勤務時間体制

職 種	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	1名	名	保健師と兼務
主任介護支援専門員	1名	名	
保 健 師	1名	名	
看 護 師	1名	名	
社 会 福 祉 士	3名	名	
介 護 支 援 専 門 員	2名	名	指定介護予防支援事業担当者
事 務 職 員	1名	名	

勤務時間体制は 午前8時30分～午後5時30分
午前9時00分～午後6時00分 の2交代制となります。

4 費用

下記の金額が介護報酬として算定されますが、要支援認定を受けられた方及び介護予防ケアマネジメントの対象となる方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担金はありません。

項目	料金（月）
ア 初回プラン作成の場合（初回加算含む）	7,420円 単位 742
イ 2回目以降のプラン作成の場合	4,420円 単位 442
ウ 委託連携加算（再委託時の初回のみ）	3,000円 単位 300
エ 介護職員等処遇改善加算算定の場合	アからウまでにより算定した単位数に1000分の21を乗じた単位数（小数点以下四捨五入）

なお、通常のサービス提供地域以外の地域については、所定の交通費（実費相当）が必要になります。

5 サービスの方針

- 1) 当事業所は利用者に対し、可能な限り居宅において、利用者の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むため、また、要介護状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 2) 介護予防サービス計画に基づいて適切な介護予防サービス及び介護予防マネジメント（第1号介護予防支援）サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等との連絡調整その他の便宜を提供します。
- 3) 介護予防サービス計画がサービスの方針及び利用者の希望に基づき作成するため、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介し選定理由の説明を十分に行います。
- 4) 指定介護予防支援の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝え、医療との連携を図ります。
- 5) 医療機関との早期からの連携を促進する観点から、日頃から職員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを利用者又はその家族に説明し共有できる環境を整えます。
- 6) 介護予防支援の公共性に鑑み、原則として、介護予防支援の利用申し込みに対しては、これに応じます。正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒まないこととします。正当な理由とは次に掲げる場合とします。
 - ①利用者申込者の居住地が当該センターの通常の事業の実施地域外である場合。
 - ②利用者申込者が他の指定介護予防支援事業者にも併せて指定介護予防支援の依頼を行っていることが明らかな場合。

6 事故発生時の対応及び賠償責任

- 1) 事故発生時の対応

事業所は福祉サービスの提供にあたっては、事故が発生しないよう最善を尽くしますが、もし事故が発生した場合は、速やかに利用者の身体生命の安全確保に努めるとともに家族及び関係市町村、医療機関等に所要の連絡を行ない、これらの関係機関と密接な連携のもとに適切な事後処理を行ない、事故の原因究明とその顛末を明らかにし、同様な事故が再び発生しないように対策を講じます。当該事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し5年間保存します。又、賠償等の補償が必要な場合は誠意をもってこれに当たります。

2) 賠償責任

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合は、損害賠償責任額を減ずることができるものとします。
- (2) 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ② 利用者がサービス実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(3) 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
保険名 賠償責任保険

7 虐待防止

- 1) 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- 3) 事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとします。

8 秘密の保持

- 1) 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者には漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- 2) 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族に関する個人情報を用いるにあたり、あらかじめ利用者又はその家族の同意を得るものとします。

9 サービス内容に関する相談及び苦情等の受付

事業所は、自ら提供したサービスについての相談・要望・苦情に対し、迅速に対応します。

1) 当事業所における改善・苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する改善・苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

改善・苦情受付担当者	岩崎 和恵	0977-85-8088
苦情解決責任者	別府泰生園 施設長 雨宮 洋子	0977-66-9988
受付時間	毎週月曜日～土曜日 午前9時00分～午後5時00分	

＊担当者不在の場合は、苦情解決責任者が受付いたします。

2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することもできます。

名 前	役 職	住 所	電話番号
是永 保孝	福祉サービス改善委員会 委員長		
近藤 邦子	福祉サービス改善委員会 委員		
宮崎 祐介	別府平和園 園長		
日高 清志	別府市竹の内 民生委員		

3) 公的機関においても苦情申出等ができます。(土曜日・日曜日・祝日を除く)

別府市市役所 介護保険担当課	所在地	別府市上野口町1番15号
	電話番号	0977-21-1111
	受付時間	午前8時30分～午後5時00分
大分県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理事務局	所在地	大分市大手町2丁目3番12号
	電話番号	097-534-8475 (直通)
	受付時間	午前8時30分～午後5時00分

大分県福祉保健部 高齢者福祉課	所在地	大分市大手町3丁目1番1号
	電話番号	097-536-1111
	対応時間	午前8時30分～午後5時00分

4) サービス改善委員会（苦情処理委員会）

事業者は、福祉サービスの権利を守り、自由、人権、プライバシーが確保されているとともに、受容過程における様々な苦情の救済及び暮らしの相談のため「泰生会別府福祉サービス改善委員会」を設置、第三者・利用者・家族代表、事業者委員による、定期的な相談窓口の開設、緊急時及び相談日以外の電話相談、ご意見箱による相談、担当職員による相談を随時行っています。

なお、相談日及び第三者委員の氏名・自宅電話番号、本会担当職員名簿等の必要事項を施設内に掲示しています。

5) ご意見箱設置場所

別府市朝日地域包括支援センター入りロカウンターに設置しています。

10 勤務体制の確保

事業所は、利用者に対し適切な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供できるよう、月ごとに勤務体制を整備します。

1) 事業所は、担当職員の資質向上を図るために、研修の機会を設けます。

11 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1) 事業所は、担当職員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないような措置を講じます。

1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のために研修及び訓練を定期的実施します。

13 ハラスメント対応

当事業所は職場や訪問先でのハラスメントの発生または再発を防止するため、整備、

相談・対応体制の整備（当事者の保護を含む）、マニュアル整備及び研修の実施等、必要な措置を講じます。

- 1) 事業所は適切な指定（第 1 号）介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 4 身分証明証の携帯

職員は常に身分証を携帯し、利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも提示します。

1 5 暴力団関係者の排除

代表者及び役員等について暴力団関係者が含まれてはならず、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行わないこととします。

<説明確認欄>

令和 年 月 日

指定介護予防支援サービス及び介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）サービスの提供の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要な事項の説明を行いました。

事業者

事業者名 社会福祉法人 泰生会

事業所名 別府市朝日地域包括支援センター

管理者名 岩 崎 和 恵 印

説明者 印

私は、本書面に基づいて、事業者から指定介護予防支援サービス及び介護予防ケアマネジメント(第 1 号介護予防支援事業)について重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 (印)

代理人

住所

氏名 (印)

利用者との関係